

枚方市条例第 31 号

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第132条中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年枚方市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例目次の改正規定の次に次のように加える。

第3条第1項中「指定障害福祉サービス事業者」の次に「（第4章、第5章、第8章、第9章及び第10章から第13章までに定める事業を行うものに限る。）」を加える。

第5条のうち、枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第55号）目次の改正規定の次に次のように加える。

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

附 則 [令和6年6月20日公布]

この条例は、公布の日から施行する。